

## ○厚生労働省告示第三百三十三号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（厚生労働省告示第四百二十四号）及び介護保険法第一百八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第二百四十号）を廃止する告示を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村憲久

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針及び介護保険法第百八十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(厚生労働省告示第四百二十四号)
- 二 介護保険法第百八十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(平成三十年厚生労働省告示第二百四十号)